「鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例」 使用済物品回収業の届出に係る提出書類一覧

NO.	提出書類(2部提出)	チェック欄
1	届出書(様式第1号)	
【収集又は運搬】		
2	車両の自動車車検証の写し	
3	車両の外観を撮影した写真	
	※前後左右4方向から撮影した写真	
【保管】		
4	保管場所の付近の見取り図(1/3000程度の縮尺)	
	※保管場所の位置を示した地図	
5	保管場所の敷地配置図(A3版に収まる程度の縮尺で作成。図面には縮尺を記載)	
	※敷地境界、囲いの位置、掲示板の位置、内部が目視できる窓の位置、汚水対策	
	設備の位置、使用済物品の置く範囲を図示した図面	
	※汚水対策設備については、汚水が生じるおそれがある使用済物品の保管を行う	
	場合のみ	
6	保管場所の囲い及び汚水対策に係る設備の構造を示した図面	
	※囲いについては、地盤面からの高さ、基礎部分の構造、支柱を含めた材料、囲	
	いの強度(強度については、囲いに使用済物品の荷重が直接かかる場合のみ)	
	※汚水対策に係る設備については、敷地内の汚水浸透のための設置する床面の施	
	工内容、排水管路の経路図、規格、集水枡の構造等が分かる図面(汚水が生	
	じるおそれがある使用済物品の保管を行う場合のみ)	
7	保管方法を明らかにした図面(敷地配置図に必要事項を図示)	
	<屋内保管の場合>	
	※建屋の外観図(写真でも可)	
	※最大保管容量の算定根拠	
	<屋外保管の場合>	
	※特定家庭用機器(家電4品)を扱う場合は、その保管場所、保管方法	
	※積み上げの最高地点の位置及び高さを記載	
	※最大保管容量の算定根拠	
8	保管場所の使用権原を証する書類	
	<事業者が所有する土地の場合>	
	※土地の登記簿謄本(原本証明がしてあれば、写しでも可)	
	<借りる場合>	
	※土地の登記簿謄本に加えて賃貸借又は使用賃貸借契約書の写し	
【収集又は運搬、保管 共通】		
9	使用済物品回収業の開始後3年間の予想損益計算書	